

JAはだの 秋冬の定期貯金キャンペーン

取扱期間／2025年9月1日(月)～ 2025年12月30日(火)

期間1年のスーパー定期貯金・大口定期貯金

特別
金利

年0.77%

(税引後 年0.613%)

お預入れ額

お一人様**50万円**以上から

- 当JA以外からの新たな資金でのお預入れが対象となります。
- 預入れ期間1年(自動継続のみ)
※自動継続時の利率は継続時の店頭表示利率になります。
※店頭のみでのお取扱いになります。

ご利用いた
だけの方

- 当JAの組合員およびそのご家族(個人に限る)

※新規に組合員加入いただいた方も対象になります。
※金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。
※中途解約された場合は、当JA所定の中途解約利率が適用されます。

募集金額

- 50億円



JAはだのキャラクター
「やえのちゃん」

JAはだのキャラクター
「びーなマン」

詳しくは、お近くのJA窓口までお問い合わせください

商 品 名	スーパー定期貯金＜単利型＞(JAはだの秋冬定期貯金)		大口定期貯金(JAはだの秋冬定期貯金)
ご利用いただける方	●当JAの組合員とその家族または新たに組合員に加入される方で個人に限る		
募 集 金 額	●50億円		
期 間	●1年の定型方式 ●自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとします。		
取 扱 期 間	●2025年9月1日(月)～2025年12月30日(火)		
預 入 方 法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	●一括預入 ●50万円以上 ●当JA以外からの新たなご資金での預入れに限らせていただきます。 ●1円単位		●一括預入 ●1,000万円以上 ●当JA以外からの新たなご資金での預入れに限らせていただきます。 ●1円単位
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。		
利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	●預入時の利率年0.77%を満期日まで適用します。 ●自動継続後、原則として「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割り計算をします。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●店頭金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
手 数 料	－		
付 加 で き る 特 約 事 項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。		●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優の取扱いはできません。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 …………… 約定利率×50%		●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の(1)および(2)の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 (1)次の預入期間に応じた利率 ①約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 A 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×50% (2) $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注)なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載(通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示)の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所(店)または総合リスク管理課(電話:0463-81-7712)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)		
そ の 他 参 考 と な る 事 項	●継続を停止した場合の満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合がございます。		